

道中体連関係の皆様

北海道中学校体育連盟  
会長 中山 明彦

北海道中学校体育大会に関わる複数校合同チーム編成規定の改正について

春暖の候、貴職におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本連盟の事業推進に当たり特段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和 3 年度より北海道中学校体育大会に関わる複数校合同チーム編成規定を一部改正したいと事務局として考え、今年度に行われた専門委員長会、副会長会、常任理事会で改正案を御審議いただき、第 1 回理事会で御承認いただきました。改正する内容は、以下のとおりです。

<改正点>

#### 1 現在の編成規定の「2. 合同チーム編成の条件」について

(1) 「(2) 編成の組合せ」について、①～④のいずれかの内容が満たされていれば、編成の組合せの順番は問わないこととします。

(2) 隣同士の学校で日常的に一緒に練習している等の理由から、それぞれの学校が大会出場最低人数以上の選手がいても、合同チームを編成することを認めます。

例. バスケットボールの場合

A 中学校 6 名 + B 中学校 7 名 → 合同チームとして認められます。

※この合同チームについては、「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」を満たしていないため、管内大会までは出場することができますが、全国大会の予選会となる全道大会には出場することができません。

※ただし、ソフトボールについては、北海道全体でみてもチーム数が限られ、管内大会が行われず、無条件に全道大会に進むことになるチームもあるなどの理由から、(2) の合同チームについては、全道大会まで出場することを認めますが、全国大会には出場することができません。

(3) 市町村で運用している拠点校方式によって一つのチームとして活動しているチームについては、それぞれの学校に大会出場最低人数以上の選手がいても、合同チームとして中体連大会に出場することを認めます。

※この合同チームについては、「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」を満たしていないため、全道大会までは出場することができますが、全国大会には出場することができません。

## 2 現在の編成規定の「3. 複数校合同の範囲」について

(1) 在籍する地区中体連にチームがなく、日頃から近隣の地区中体連にあるチームで練習をしている場合は、そのチームの選手として大会に出場することを特例として認めます。

例. アイスホッケーの場合

- ・石狩管内中体連の生徒が札幌市のクラブチームに所属している。
- ・石狩管内中体連にはチームがないため、札幌市のチームと合同チームを組む → 認められます。

※全道大会・全国大会に出場することが決まった場合、選手に対して市町村から旅費が支給されますが、このような場合は該当する選手の旅費が支給されない場合も考えられますので、在籍する市町村に事前に確認をとってください。

## 3 現在の編成規定の「4. 編成の手続き」について

(1) 前年度も合同チームを編成していた場合、当年度にそれぞれの学校に新入部員が入部して出場最低人数を満たしてしまっても、それぞれの学校が合同チームとして大会への出場を希望する場合は、中体連大会が終了するまで合同チームの期間の延長を認めます。

※この合同チームについては、「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」を満たしていないため、管内大会までは出場することができますが、全国大会の予選会となる全道大会には出場することができません。

※ただし、ソフトボールについては、北海道全体でみてもチーム数が限られ、管内大会が行われず、無条件に全道大会に進むことになるチームもあるなどの理由から、この場合の合同チームについては、全道大会まで出場することを認めますが、全国大会には出場することができません。